

2022 年 9 月 27 日

令和 4 年台風第 15 号に伴う災害等の被害を受けた方々へのご支援について

令和 4 年台風第 15 号に伴う災害等により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用による市町村にお住まいのお客様に対し、お届け印鑑の喪失等の被害について可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

※令和 4 年台風第 15 号に伴う災害等により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は 23 市町に災害救助法の適用を決定した。

【静岡県】 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、
磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、
湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、
榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

[\(内閣府ホームページ\)](#)

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上